

設立趣旨（案）

下久保ダム堆砂対策技術検討会

（設立趣旨）

下久保ダムは、利根川水系神流川に洪水調節、新規利水、不特定かんがい、発電を目的として、昭和 44 年に完成した独立行政法人水資源機構が管理する多目的ダムである。

下久保ダム上流域では、地形が急峻であることに加え、大部分を脆弱な地質が占めることから土砂生産が活発であり、洪水時には出水と共に大量の土砂がダム貯水池に流出している。

下久保ダムの堆砂の進行は、管理開始以降平均して当初計画の 2 倍以上の早さで進んでおり、特に、令和元年台風第 19 号においては当初計画の十数倍程度の土砂が一気に流入するなどした結果、「有効貯水容量の適正な確保」や「取水設備の機能維持」などに関し大きな課題となっている。

このため、昭和 60 年度より貯水池上流付近において堆砂除去を開始し、平成 13 年度には更なる堆砂除去を目的に貯砂ダムを設置するなどし、貯水池内の堆砂除去に努めているものの、流入土砂量に対し堆砂除去量が少なく、抜本的な対策となっていない状況である。

一方で、近年の気象の激甚化による災害などを受け、全国的にも貯水池機能の保全対策の必要性が高まっており、様々なダムにおいて貯水池の特性に応じた対策事例が蓄積されつつある。

このような背景から、下久保ダムの貯水池機能や取水機能の保全対策に関わる対策の内、早期に実現可能な中期的な対策の方針及び必要な施設に関する内容について、自然条件、施設条件、地域的な制約条件などを踏まえた技術的見知からの指導・助言や、河川管理者の意見を得ることを目的とし、神流川における十分な経験を有する学識者、専門家及び河川管理者から構成する「下久保ダム堆砂対策技術検討会」を設置するものである。

規約（案）

下久保ダム堆砂対策技術検討会 規約

（名 称）

第1条 本会は、「下久保ダム堆砂対策技術検討会」（以下「技術検討会」という）と称する。

（目 的）

第2条 技術検討会は、下久保ダムにおける堆砂の進行に伴う、貯水池機能及び取水機能の保全対策の実施内容及び保全対策を実施することによる下流河川への影響について、有識者又は専門家から技術的な意見助言や河川管理者の意見を得ることを目的とする。

（構 成）

第3条 技術検討会は、別紙に掲げる委員により構成し、下久保ダム管理所長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則として前条の目的が達成されるまでの間とする。

（任 務）

第4条 技術検討会は、次の事項に関する指導・助言・意見を行う。

- ① 下久保ダムにおける貯水池機能及び取水機能の保全対策の実施内容に関する技術的事項
- ② 下久保ダムにおける貯水池機能及び取水機能の保全対策を実施することに対する神流川への影響に関する事項
- ③ その他、特に留意すべき事項

（委員長）

第5条 技術検討会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

（委員会）

第6条 技術検討会は、委員長の発議により開催する。

2. 委員長は、委員会の会務を掌握する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 技術検討会の事務を担う事務局は、独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所に置く。

(オブザーバ)

第8条 委員長は、必要と認めたものをオブザーバとして出席させることができるものとする。

(情報公開)

第9条 技術検討会の資料及び議事要旨は原則公開とし、事務所のホームページで公表する。

2. 費用や特許に関わる情報など公表に適さない事項は、委員長の確認を得て公表する資料から除外する。
3. 議事要旨は、事務局が委員長の確認を得て公表する。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、技術検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が技術検討会に諮って定めるものとする。

(附 則)

1. この規約は、令和2年12月1日より施行する。

別紙

下久保ダム堆砂対策技術検討会 委員

	氏名	組織・役職
委員	飯塚 雅彦	埼玉県本庄県土整備事務所 所長
	石神 孝之	国立研究開発法人土木研究所 水工研究グループ 上席研究員
	清水 義彦	群馬大学 大学院理工学府 環境創生部門 教授
	福井 貴規	国土交通省高崎河川国道事務所 所長
	福濱 方哉	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
	八木 寿一郎	群馬県藤岡土木事務所 所長

五十音順 敬称略